

令和2年6月9日

一般財団法人長野県剣道連盟 稽古再開に向けたガイドライン

(一財) 長野県剣道連盟

全剣連より6月4日付で「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(以下「全剣連ガイドライン」)が通知され、6月10日より「対人稽古自粛のお願い」が解除されます。

これを受け、(一財)長野県剣道連盟は、「全剣連ガイドライン」とともに、内閣官房、文部科学省、スポーツ庁、長野県からの通知を遵守した、稽古再開に向けたガイドライン(以下「長野県ガイドライン」)を作成いたしました。

そこで、本連盟では、稽古再開に向けて、次の三点を最重要項目として、慎重に取り組むこととします。通常の稽古には、まだほど遠い対応であり、県内の剣道界の皆様には、厳しい状況が続いているますが、引き続き「移動の自粛」「新しい生活様式」「3密の回避」を前提とした感染防止に努め、慎重な対応にご協力をお願いします。

- 参加者の安全を最優先し、稽古再開による事故等の防止に努める。
- 本県剣道界から新たな感染者を出さないようにする。
- 再度、対人稽古自粛とならないようにする。

上記方針の下、支部、加盟団体、団体責任者、指導者、部活動顧問の皆さんは、以下に掲げる「長野県ガイドライン」を踏まえ、段階的な準備計画をお願いします。なお、このガイドラインは新型コロナウイルスの最新の知見、国や県の方針を踏まえ、随時見直しをしていきます。

1 稽古再開に向けた準備（必須）について

- (1) 国、県、市町村の方針を受け、以下の通達を熟知し、必要に応じて、市町村及び市町村教育委員会への報告、相談、ならびに地域、近隣への丁寧な説明による理解を得るようにする。
 - ・移行期における都道府県の対応について（内閣官房 R2.5.25 時点）
 - ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂（スポーツ庁 R2.5.29 時点）
 - ・全剣連ガイドライン（全日本剣道連盟 R2.6.4 時点）
 - ・長野県ガイドライン（長野県剣道連盟 R2.6.9 時点）
 - ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（文部科学省 R2.5.22 時点）
 - ・県立学校再開ガイドライン（長野県教育委員会 R2.5.27 時点）
- (2) 本県では、稽古再開時に想定される「事故」等を防止するための対策や、指導者による感染予防用の用具等のテストやガイドラインの作成、再開後の実施計画の作成などの準備期間が必要と判

断し、7/4（土）までは、「再開に向けた準備期間」と位置づけ、面を着けての対人稽古の開始は7/5（日）以降とする。この対人稽古開始期日より再開を遅らせることは、参加者の安全を最優先する立場から、なんら問題はないと考える。むしろ、再開に向けた対策をできる限り整えてから開始する必要があると判断する。

- (3) 各団体は、地域における感染状況、会員構成（年齢や性別、習熟度等）、稽古場所の環境などに応じた「団体別ガイドライン」の作成と「稽古再開後の稽古計画【様式1】」（以下「様式1」）の作成と提出を必須とする。提出された【様式1】について、本連盟にて「全剣連・長野県ガイドライン」との整合性が確認された場合に、稽古再開の承諾とする。ここでいう団体とは、各支部、市町村のスポーツ協会等に登録している社会体育団体及び学校の部活動のことをいい、登録のない集まりや所属を越えての稽古（出稽古等）は行わないこととする。
- (4) 各団体は、稽古の再開については、地域、近隣の理解を得るよう努め、必要に応じて会場にもガイドライン等の掲示の工夫をすること。
- (5) 学校の運動部活動については、「全剣連ガイドライン」及び「長野県ガイドライン」の遵守とともに、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（文科省R2.5.22時点）」、「県立学校再開ガイドライン（県教委R2.5.27時点）」及び、各学校の部活動の運営要領に従った活動になるよう留意する。また、各支部で児童・生徒を含めた稽古を実施する場合、県教委、各学校が示す部活動のガイドラインも踏まえた活動を行うこと。

2 「団体別のガイドライン」及び「稽古再開に向けた計画書【様式1】」の作成と提出について

- (1) 団体別ガイドラインの作成にあたって次の点に留意する。

- ①各団体は、上記前文及び1項の内容を踏まえ、団体別ガイドラインを作成する。なお、部活動の場合は、各校の部活動の運営要領をそれにあてることができる。
- ②団体別ガイドラインは、参加者及び保護者等に事前に示し、必ず周知を図る。
- ③団体別ガイドラインは、感染状況に応じて変更、更新をしていくこと。
- ④地域、近隣に対して、団体別ガイドラインの丁寧な説明や理解を得られる努力をする。
- ⑤作成した団体別ガイドラインの報告については、【様式1】に記載する。

- (2) 【様式1（支部所属団体用・部活動用）】の申請について

各団体は、（一財）長野県剣道連盟HPより、【様式1】をダウンロードして作成すること。また、【様式1】は支部所属団体用と部活動用の2種類の様式がある。

<支部所属団体の申請手順>（随時）

- ①支部所属の各団体は、【様式1（支部所属団体用）】を作成し、所属支部へ提出する。
- ②各支部はとりまとめ、県連会長宛に提出する。
- ③県連会長は、全剣連・長野県ガイドラインとの整合性を確認した後に、各団体へ再開の承諾を連絡する。【様式1】の承認以降は、各団体がガイドラインの見直し、稽古計画の作成を継続し

周知を図りながら実施していく。

※警察関係、その他組織による団体は、県連会長宛に直接提出すること。

<学校部活動の申請手順>（隨時）

- ①各校の部活動は【様式1(部活動用)】を作成し、地区中体連・高体連専門部に提出する。
- ②地区中体連・高体連専門部はとりまとめ、県中体連・県高体連専門委員長に提出する。
- ③県中体連・県高体連専門委員長は、全剣連・長野県ガイドラインとの整合性を確認した後に、各校へ再開の承諾を連絡する。【様式1】の承認以降は、各学校がガイドラインの見直し、稽古計画の作成を継続し周知を図りながら実施していく。

(3) 稽古再開に向けた計画書作成の留意点について

- ①稽古再開にあたっては、以下の点に十分配慮し、心身のパフォーマンスを徐々に回復させるための、慎重で無理のない段階的な計画を作成する。
 - ・2か月間の自粛による参加者の体力低下があること
 - ・熱中症や、暑さ対策が必要な時期であること
 - ・県内は冷房完備の施設が少ないとこと
 - ・「面マスク」「シールド」の着用に不慣れであること
 - ・稽古の隊形は、できるだけ向き合わず、同一方向を向いた稽古が主となること
 - ・稽古者の間隔を2m以上あけること
 - ・使用施設やスペースに応じた活動になること
 - ・確実な水分補給、休憩時間を設定すること 等
- ②「面マスク」「シールド」の使用に当たっては、指導者が面マスク・シールドの装着テストをした上で、身体への負荷などの影響や稽古場の環境条件等を考慮して、適切な導入計画に基づくこと。面マスクの代用として、密閉性の高い医療用マスクの使用は避け、通常のマスクにおいては、面装着時は空気の抜け道がないため、呼吸への負荷が高くなることを認識すること。なお、面内部の温度上昇等を予想し、稽古方法（時間、内容、量など）の設定にも配慮すること。指導者自身の装着テスト時にも無理のないよう安全に留意して実施すること。
- ③特に幼・児童、中・高生が参加する場合は、参加者本人と保護者にガイドラインと稽古計画を事前に示し、必ず参加の意向を確認、尊重し、参加について強制はしないようにすること。また、60歳以上の方の稽古再開は、感染防止の観点及び重症化、死亡率の高さの点から7/5(日)以降の再開とし、その際も、別に段階的な計画を作成し、慎重に実施すること。また、部活動では平日の活動においても、部員の健康管理に努め、必要に応じて休養日を設けるなど、参加者全員の安心・安全に配慮すること。
- ④基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）のある方の稽古への参加については、特別な理由を除き、当面しない旨を事前に周知し、主治医の許可なしに、無理な稽古はしないようとする。
- ⑤面を着用しての稽古時間等は、「全剣連ガイドライン」及び「県立学校再開ガイドライン」（県

教委 R2.5.27 時点) の「5部活動について」及び「別紙4部活動について」を参照して適切に設定すること。

⑥参加者の感染予防として、稽古前後の「検温」「手洗い」「うがい」「アルコールによる手指消毒」また、稽古中もこまめな「手洗い」を行い、稽古後は洗顔も行うようとする。参加者自身の予防と健康状態を把握するため、参加時には確認表(参照「稽古参加確認票【個人用】」(様式2)、資料「健康チェックシート」)などを提出させる。部活動においては、学校独自の対応マニュアル、様式に従うこと。

⑦更衣はできるだけ自宅で済ませることを奨励するが、更衣室を利用する場合、お互いの距離(1~2m程度)の間隔を取ることや、人数制限や交代時間を設けて行う工夫をすること。

⑧計画の立案は、段階的で慎重な計画(下記「活動計画の例」参照)に努め、面を着用しての稽古は、7/5(日)以降より開始すること。また、団体によって、稽古再開時期を参考例より後ろに送ることには、なんら問題はない。

<参考>活動計画の例

期間	6/19まで (約10日程度)	6/20~7/4 (約2週間程度)	7/5~17 (約2週間程度)	7/18~24 (約1週間程度)	7/25以降
段階	準備期Ⅰ	準備期Ⅱ	適応期Ⅰ	適応期Ⅱ	通常再開
目的	・面マスク着用での素振り ・トレーニング	・面以外の剣道具、稽古着用での素振り、足さばき等の基礎的動作練習	・基礎的動作練習 ・面を装着しての稽古は15分程度	面を装着しての稽古は20~25分程度	面を装着しての稽古は25~30分程度
休憩	10~15分程度に1回は休憩時間を確保、参加者の健康状態を常に把握し、水分補給をこまめに行う				
強度	40%	50%	50%	70%	80%程度
活動時間	30分程度	45分程度	45分間程度	45分程度	60分程度
感染予防具	面マスク着用	面マスク着用	面マスク・シールド着用	面マスク・シールド着用	面マスク・シールド着用

(4) 稽古参加者への周知と安全への対策

①稽古参加者の「検温」の記録、「体調の様子」、「家族の様子」、「過去の移動記録」等を把握するための確認表やチェック表などを利用し、参加時に提出させる。(参照「稽古参加確認票【個人用】(様式2)」、資料「健康チェックシート」)

②稽古再開に向け、参加者には「面マスク」(参照「全剣連ガイドライン」)を準備させる。使用にあたっては、事前に指導者が装着テストを実施し、安全、衛生に配慮した使用方法について熟知し、熱中症等にも対応した、稽古計画(活動時間帯、活動時間、活動量など)を工夫すること。また、「シールド」については、全剣連ガイドラインでも推奨されているので、可能な範囲で稽古者が準備できるよう努める。(個人で準備するまで期間が必要と考えられる)

③各団体は、使用施設の状況や参加者の年齢、人数等を十分配慮し、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁 R2.5. 29 改訂)」を参考に、安全対策を行い、それに関する消毒液やふき取り用タオル等の衛生用具についても準備すること。(参照「稽古安全対策チェック表【主催団体用】」(様式3))

④様式2、様式3については、各団体が独自に作成したものでもよい。

3 各団体のガイドラインの策定と稽古計画の推進について

(1) 推進について

- ・6/9（火）メールにて、各支部、加盟団体に「長野県ガイドライン」に係る通知を配布。
- ・各団体は、団体別ガイドライン及び【様式1】を作成し、参加者（幼・保、小・中・高校生の場合は保護者も含む）への周知を図る。
- ・県連、各支部、中・高体連専門部は、【様式1】の受付を6/10(水)から開始する。

(2) ガイドライン相談窓口の設置について

各団体からの相談窓口として、長野県剣道連盟に以下の相談窓口を設置する。

《ガイドライン相談窓口》

担当：塩崎正昭（専務理事）

連絡先：長野県剣道連盟事務局 電話 026-237-8939 FAX026-235-8266

<参考>

- ・移行期における都道府県の対応について（内閣官房 令和2年5月25日時点）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂（スポーツ庁 令和2年5月29日時点）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

- ・全剣連ガイドライン（全日本剣道連盟 令和2年6月4日時点）

<https://www.kendo.or.jp/information/20200604-2/>

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（文部科学省 令和2年5月22日時点）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ・県立学校再開ガイドライン（長野県教育委員会 令和2年5月27日時点）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/corona/documents/020527kenritsu.pdf>